

2010年5月10日  
(2011年12月13日一部変更)

日本銀行金融市場局

## 米ドル資金供給オペの対象先公募について

### 1. はじめに

- 日本銀行では、本日より米ドル資金供給オペの対象先を公募することとしました。
  - 米ドル資金供給オペについては、日本銀行ホームページ (<http://www.boj.or.jp/>) をご覧下さい。
- 次のスケジュールで応募を受付けます。
  - スケジュール I については、2010年5月11日午後5時から日本銀行本店において開催する事務説明会への参加が必須となりますのでご留意下さい。

#### ▼スケジュール I (2010年5月10日選定開始分)

公募開始日	2010年5月10日
事務説明会 (参加必須)	2010年5月11日午後5時
公募締切日	2010年5月12日正午
選定結果の応募先への通知 および公表	日本銀行における審査終了後 (原則として2010年5月13日の予定)
選定先との取引	選定結果の通知後所要の準備が整い次第開始

#### ▼スケジュール II (2010年5月13日以降随時選定分)

① 日本銀行金融市場局へのご連絡	随時 (営業日の午前9時～午後5時)
② オペ実務の事務説明会	日本銀行金融市場局において実施 (日時は日本銀行金融市場局よりご連絡します)
③ 応募	②の実施以後、随時 (営業日の午前9時～午後5時)
④ 選定結果の応募先への通知および公表	日本銀行における審査終了後
⑤ 選定先との取引	選定結果の通知後所要の準備が整い次第開始

## 2. その他

- 対象先は、「米ドル資金供給オペの対象先選定基準・手続」（別紙）に基づき選定します。ただし、現段階では予見できない事情のために、別紙記載の基準等を適用することが不相当と判断される場合には、当該予見できない事情をも勘案して選定を行うこと、または選定された対象先の見直し等を行うことが極く例外的にあります。

以 上

<照会先>

日本銀行金融市場局オペレーション企画担当部署

飯島 (03-3277-1272)

中村 (03-3277-1361)

## 米ドル資金供給オペの対象先選定基準・手続

### 1. 対象先としての役割

- 米ドル資金供給オペを機動的・効率的に遂行する観点から、対象先には以下の役割を遵守することを求めます。
  - (1) 正確かつ迅速に事務を処理すること
  - (2) 金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること
- 対象先が上記の役割に著しく背馳すると認められる場合には、当該先に対して理由を示したうえで、オファーの見送り、あるいは対象先からの除外といった措置を採ることがあります。

### 2. 対象先としての必須基準

- 対象先は、次の要件を満たしている必要があります。
  - (1) 共通担保オペ（本店貸付）の対象先、共通担保オペ（全店貸付）の対象先のうち日本銀行本店を貸付店としている先または国庫短期証券売買オペ・国債現先オペの対象先であること。
  - (2) 米ドル資金供給オペにかかる米ドルを日本銀行との間で受渡するために使用する口座としてニューヨーク連邦準備銀行に米ドル口座を保有する先（ニューヨーク連邦準備銀行に米ドル口座を保有する他の金融機関に受渡を委託する先を含みます）であること。

### 3. 事務説明会

- 対象先となることを希望することを検討している先を対象に2010年5月11日午後5時から日本銀行本店旧館5Fにおいて事務説明会を開催します。スケジュールIで対象先となることを希望する先は必ずご出席下さい（必須）。
  - 事務説明会への出席を希望する先は、2010年5月11日正午までに、事務説明会に出席される方（最大2名）の氏名、所属部署、連絡先電話番号、ファクシミリ番号および電子メールアドレスを次の連絡先に電子メールによりご連絡下さい。

（電子メール連絡先） 日本銀行金融市場局 中村  
E-mail : post.fmd26@boj.or.jp

## 4. 応募方法

### (1) 2010年5月10日選定開始分

- 対象先となることを希望する先は、「米ドル資金供給オペの対象先選定に係る申請書」(別添1) および「米ドル資金供給オペにかかる米ドル資金受渡口座等届出書(変更無し先用)」(別添2) または「米ドル資金供給オペにかかる米ドル資金受渡口座等届出書」(別添3) を2010年5月12日正午までに、日本銀行金融市場局オペレーション企画担当部署(新館4F)まで提出して下さい(以下、申請書を提出した先を「応募先」といいます)。
  - 2010年2月1日に終了した前回の米ドル資金供給オペの対象先(以下「旧米ドル資金供給オペ対象先」といいます)で、最後にご提出頂いていた「米ドル資金供給オペにかかる米ドル資金受渡口座等届出書」の「1. 米ドル資金受渡口座」に記載の内容から変更がない場合には、別添2をご提出下さい。変更がある場合、または、旧米ドル資金供給オペ対象先でない先は、別添3をご提出下さい。
  - 旧米ドル資金供給オペ対象先で、最後にご提出頂いていた「米ドル資金供給オペにかかる米ドル資金受渡口座等届出書」の写をご入用の場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。
  - 2010年5月11日の事務説明会の場でご提出頂いても結構です。
  - 日本銀行金融市場局オペレーション企画担当部署に直接お越し頂くことが難しい場合や締切日までに申請書本書の提出準備が難しい場合については、予めご連絡頂いたうえで、郵送により、応募を受付ける対応をします。こうした扱いを希望する先は、予め下記の照会先までご連絡下さい。

(照会先) 日本銀行金融市場局 中村  
TEL : 03-3277-1361

### (2) 2010年5月13日以降随時選定分

- 2010年5月13日以降に応募される場合には、2010年5月13日以降の営業日の午前9時から午後5時までの間に上記の連絡先に電話にてご連絡下さい。オペ実務の事務説明会の日時については、日本銀行金融市場局よりご連絡します。申請書の提出手順については、(1)と同じ扱いとします。

## 5. 選定方法

- 2. の必須基準を満たし、かつ、1. の役割の遵守を確約しているすべての応募先を対象先として選定します。

## 6. 対象先の選定結果の通知および公表

- 対象先の選定結果は応募先に個別に通知します。また、対象先として選定した先は公表します

## 7. その他留意事項

- 対象先の選定に当たっては、日本銀行が必要と認めるときは、応募先から自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めることがあります。
- 対象先の選定後、対象先等（対象先および対象先として選定された先であって所要の約定を未締結の先をいいます。以下同じです）に合併その他の事由が生じた場合において、日本銀行が必要と認めるときは、当該対象先等から自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めることがあります。

また、2. の必須基準、2011年7月1日公表の「共通担保オペ（本店貸付）の対象先選定基準・手続」（「共通担保オペ（本店貸付）の2011年度対象先公募について」別紙）3. に掲げる基準、2011年7月1日公表の「共通担保オペ（全店貸付）の対象先定例選定基準・手続」（「共通担保オペ（全店貸付）の2011年度対象先公募（定例選定）について」別紙）3. に掲げる基準、2011年12月13日公表の「共通担保オペ（全店貸付）の対象先随時選定基準・手続」（「共通担保オペ（全店貸付）の随時選定について」別紙）3. に掲げる基準または2011年7月1日公表の「国庫短期証券売買オペ・国債現先オペの対象先選定基準・手続」（「国庫短期証券売買オペ・国債現先オペの2011年度対象先公募について」別紙）3. に掲げる基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先等から除外すること等があります。

（注）2011年12月13日公表の「オペレーションの対象先等の選定等にかかる信用力の基準等の一部見直しについて」もご参照下さい。

- 今回選定した対象先が、合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合において、合併後の存続会社、譲受会社または承継先（以下「新会社」といいます）に対象先としての資格を移管することを希望するときは、新会社が、共通担保オペ（本店貸付）の対象先もしくは日本銀行本店を貸付店とする共通担保オペ（全店貸付）の対象先もしくは国庫短期証券売買オペ・国債現先オペの対象先であること、または共通担保オペ（本店貸付）の対象先もしくは日本銀行本店を貸付店とする共通担保オペ（全店貸付）の対象先もしくは国庫短期証券売買オペ・国債現先オペの対象先としての資格の移管を受けることを承認されていること等を確認のうえ、次のとおり取扱います。
  - ① 対象先が、合併、事業（対象先が外国銀行または外国法人である金融商品取引業者である場合には、日本における事業をいいます。以下同じです）の全部譲渡または会社分割による事業の全部承継を行う場合には、特段の問題がない限り、新会社に対象先としての資格を移管することを承認します。
  - ② 対象先が、事業の一部譲渡または会社分割による事業の一部承継を行う場合において、米ドル資金供給オペに関する事業がその対象となるときは、その内容に様々な態様が考えられるため、一部譲渡または一部承継の内容を確認したうえで、新会社に対象先としての資格を移管することを承認するか否かを判断します。
- また、対象先が合併により非存続会社となる場合、事業譲渡において譲渡会社となる場合または会社分割において分割会社となる場合には、当該対象先との米ドル資金供給オペについて、日本銀行および当該対象先における実務上のフィージビリティを確認す

る必要があります。また、確認の結果、オファーを見送ることがありますので、予めご承知おき下さい。

- 上記の場合を含め、対象先として選定した先が合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合には、日本銀行金融市場局オペレーション企画担当部署に前広にご連絡下さい。

以 上

## 米ドル資金供給オペの対象先選定に係る申請書

当方は、以下の諸点を確約のうえ、日本銀行が行う米ドル資金供給オペの対象先となることを希望します。

1. 当方は、米ドル資金供給オペの対象先となった場合には、「米ドル資金供給オペの対象先選定基準・手続」の 1. に掲げる役割を遵守します。
2. 当方は、「米ドル資金供給オペの対象先選定基準・手続」の 2. に掲げる必須基準を満たしています。
3. 当方は、日本銀行が必要と認める場合には、自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を速やかに提出します。

平成 年 月 日 <sup>(注1)</sup>

(金融機関等コード)

(金融機関等名) <sup>(注2)</sup>

(役職名・代表者)

\_\_\_\_\_  
(注3) 印 <sup>(注4)</sup>

日本銀行金融市場局長 殿

(注1) 申請書の提出日を記載して下さい。なお、この記載がない場合には、日本銀行金融市場局の受付印の日付を提出日とみなします。

(注2) 日本銀行との当座預金取引において業務局に届出済の印鑑届における金融機関等名を記載して下さい。また、外国銀行および外国法人である金融商品取引業者の場合には、届出済の和文呼称を使用して下さい。

(注3) 頭取、社長、理事長等が記名なつ印または署名して下さい。

(注4) 代表者欄への支店長等の代理人名の記載は不可。印章は、日本銀行との当座預金取引において業務局に届出済の代表者の印鑑届に押なつしているもの（署名鑑届出者については届出済の署名）を使用して下さい。

■連絡先（優先順位を付けて2名まで記入して下さい）

	第1順位	第2順位
部署・役職		
氏名		
電話番号		
ファクシミリ番号		
E-mail アドレス		
住所：〒		

日本銀行

御 中

(金融機関等名)

(代表者)

印<sup>(注1)</sup>

## 米ドル資金供給オペにかかる米ドル資金受渡口座等届出書 (変更無し先用)

米ドル資金供給オペにかかる米ドル資金受渡口座および入金確認を行う部署名等を以下のとおりお届けします。

## 1. 米ドル資金受渡口座

平成22年2月1日に終了した、前回の米ドル資金供給オペの際に提出した\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付の「米ドル資金供給オペにかかる米ドル資金受渡口座等届出書」(届出金融機関等名<sup>(注2)</sup> : \_\_\_\_\_)の「1. 米ドル資金受渡口座」の内容と相違ありません。

## 2. 本邦における米ドル資金決済担当部署等

(部署名) \_\_\_\_\_

(担当者)

優先順位	氏名	役職名	電話番号
1			
2			
3			

(注1) 日本銀行との当座預金取引において業務局に届出済の代表者または代理者の印章を押なつし、または署名をすること。

(注2) 当該届出書に記載した金融機関等名を記入すること。



平成 年 月 日

日 本 銀 行

御 中

(金融機関等名)

(代表者)

印<sup>(注)</sup>

## 米ドル資金供給オペにかかる米ドル資金受渡口座等届出書

米ドル資金供給オペにかかる米ドル資金受渡口座および入金確認を行う部署名等を以下のとおりお届けします。

## 1. 米ドル資金受渡口座

米ドル資金受渡口座の名義 (英語表記)		
米ドル資金受渡口座名義人の SWIFT BIC		
米ドル資金受渡口座番号		
米ドル資金受渡口座のある金融機関および店舗名 (英語表記)		
米ドル資金受渡口座のある金融機関の SWIFT BIC		
経 由 金 融 機 関 *	経 由 金 融 機 関 名 お よ び 店 舗 名 ( 英 語 表 記 )	
	SWIFT BIC	

—— 日本銀行からニューヨーク連邦準備銀行に発信する SWIFT MT202、210 に必要な情報を記載すること。

\* ニューヨーク連邦準備銀行から、米ドル資金受渡口座への資金振替にかかる経由金融機関がある場合に記載。

## 2. 本邦における米ドル資金決済担当部署等

(部署名)

(担当者)

優先順位	氏名	役職名	電話番号
1			
2			
3			

(注) 日本銀行との当座預金取引において業務局に届出済の代表者または代理者の印章を押なつし、または署名をすること。